

簡素化開始にあたっての同意事項（必ずお読みください）

- この申出以降に発生した高額療養費については、指定された口座に振り込まれること。ただし、申出前に発生した高額療養費（既に支給申請書を送付しているもの）については、従前どおり支給申請を行うこと。また、申出書兼同意書の受付年月日、郵便の到達状況等によっては、次回高額療養費該当時に自動振込とならず、従来の申請書による申請手続が必要となる場合があるため、そのような場合も、従前どおり支給申請を行うこと。
- 高額療養費の対象となる診療に公費負担医療や特定疾病対象療養が含まれていた場合は簡素化が一時中断されるため、従前どおり支給申請を行うこと。
- 保険税に滞納が発生した場合等、適用要件を満たさなくなった場合は簡素化が解除されること。
- 指定された口座に振り込みができなくなった場合は簡素化が解除されること。
- 傷病の原因が第三者行為（交通事故や傷害事件等）や労災である場合は、高額療養費の支給にあたり、さいたま市から経緯等の確認を受けること。
- 高額療養費の対象となる診療が埼玉県無料低額診療である場合は、さいたま市に連絡すること。
- 一部負担金に未払いが発生した場合は、さいたま市に連絡すること。また、高額療養費支給後に一部負担金の未払いが発覚した場合は、さいたま市に返還すること。
- 高額療養費支給後に支給額が減額になった場合、さいたま市に差額を返還すること。
- 高額療養費の支給事務に必要な医療費等の情報を、さいたま市が医療機関に照会すること。